

令和5年度

東八甲田エリア
トライアル・サウンディング
実施要項

七戸町

令和5年9月

1 目的

東八甲田エリアは、七戸町の観光振興事業の中心的な存在とするべく検討しているところです。これに当たっては、従来の固定的な概念に捉われず、柔軟で新しい発想に基づく施設の活用方法を模索する必要があります。

トライアル・サウンディングは、町が保有する公共資産について、公民連携による効果的な活用の方法を探るため、公共施設等の暫定使用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間、社会実験として実際に使用してもらう制度です。これを東八甲田エリアにおいて実施することにより、七戸町（以下「本町」という。）は東八甲田エリアを活用した事業の市場性を把握でき、活用の方向性が検討しやすくなります。一方、民間事業者等は施設利用者等のニーズや収益性、使い勝手の検証を経て事業性を確認することができ、将来的な事業への参入を検討するための情報を得ることができます。

2 対象施設（オレンジの枠のエリア）



アクセス：七戸十和田駅（東北新幹線）から西に約7km（車で約10分）の山間地に位置します。

マップの詳細や施設の写真などは、下記の七戸町観光情報サイト「旅の蔵七戸」で確認できます。

<https://www.shichinohe-kankou.jp>

対象施設情報

①

名 称	東八甲田ローズカントリー
所 在 地	上北郡七戸町字山館 25-1
面 積	約 6ha
施設の機能	・管理棟（バラのお店）・緑地広場（バラ園、アジサイ園、他 フリースペース有り）・屋外トイレ・無料駐車場（約 50 台）※ 町営スキー場共用
利用時期	4 月中旬～11 月上旬（冬季間の利用も可とする。） ※施設管理のため、一部通路に除雪が入ります。
年間利用者	約 18, 152 人（令和 4 年実績）

②

名 称	東八甲田家族旅行村
所 在 地	上北郡七戸町字左組 142-1
面 積	約 64ha
施設の機能	・管理棟（受付）・オートキャンプ場・キャンプファイヤー 場・レストハウス・バーベキュー広場（ドーム有り）・創造の 森・屋外トイレ 5 ヶ所・無料駐車場（数か所点在約 200 台）
利用時期	4 月中旬～11 月上旬（冬季は閉鎖）
年間利用者	約 1, 600 人（令和 4 年実績）

③（黄色の線のエリア）

名 称	七戸町営スキー場
所 在 地	上北郡七戸町字左組 142-1
面 積	約 25ha
施設の機能	・ペアリフト（上・中級者用）・ポニーリフト（初級者用） ・町営ヒュッテ（食堂、トイレ、休憩所）・無料駐車場（約 50 台）※東八甲田ローズカントリー共用
利用時期	12 月～2 月（降雪状況により変動）
年間利用者	約 9, 200 人（令和 4 年実績）

※いずれの施設も都市計画等による制限はありません。

3 スケジュール

日 程	内 容
令和5年9月11日	実施要項の公表
令和5年9月11日から 令和7年3月20日まで	暫定使用者の募集開始 暫定使用の実施

※町や関係団体の事業を実施する場合やその他管理の都合上で暫定使用できない日があります。

4 手続きの流れ

(1)	事前相談 (事前申込制)	○暫定使用開始予定日の20日前までに事前相談申込書(様式第1号)を提出してください。 ○施設所管課、関係課等で事前相談を実施します。施設見学や現地調査を実施する場合は、下記連絡先に事前に連絡し許可を得たうえで行ってください。
【書類提出・連絡先】 農林課(本庁舎) 電話：0176-68-2116 メール：norin@town.shichinohe.lg.jp		
(2)	暫定使用の受付	○暫定使用開始予定日の10日前までに下記の書類を提出してください。 ※同時期・同場所の利用は先着順とします。
【提出書類】 ①東八甲田エリアトライアル・サウンディング参加申請書(様式第2号) ②事業計画概要書(申請書別紙) ③誓約書(様式第3号) ④行政財産使用許可申請書兼使用料減免申請書(別添様式1) 【提出先】 農林課(本庁舎) 【受付時間】 開庁日の午前9時から午後5時まで ※メールによる提出可		
(3)	書類内容の審査	○提出された申請書類の内容を東八甲田エリア活用検討委員会で審査し、承認された場合は東八甲田エリアトライアル・サウンディング参加承認通知書(様式第4号)により通知し、行政財産使用許可書を交付します。否認された場合は、電話にて連絡いたします。

(4)	暫定使用	○申請内容と町が付した条件を遵守し、使用を開始してください。
(5)	実績報告	○使用終了後、実績報告書（様式第5号）により事業の実施結果を報告してください。
【提出先】 農林課（本庁舎）		
【受付時間】 開庁日の午前9時から午後5時まで ※メールによる提出可		

5 申請者の資格要件等

(1) 申請者の条件

ア 申請者は、暫定使用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。

イ 申請者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで申請する場合には、すべての構成員とその役割を明確にすることとします。

(2) 申請者の要件

申請者は、次に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

イ 役員等（申請者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていないこと

エ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと

オ イからエに該当しない者のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと 6

カ 申請者の経営に暴力団関係者の実質的な関与がないこと

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること

(3) 申請に関する留意事項

ア 費用負担 申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い及び特許権等

(7) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(4) 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定使用の審査及びモニタリング等、本制度の運用に必要な目的以外の場合においては、申請者に無断で使用することはありません。

(5) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 法令等の順守 申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定使用時における法令適合のリスクを負うこととします。

6 暫定使用の要件等

(1) 暫定使用の内容

暫定使用の内容は、次のいずれも満たすこととします。

ア 町民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること

イ 原則として、本町の財政負担を伴わないものであること

ウ 生活・文化拠点再整備事業における今後の継続的な事業展開につながるものであること

(2) 対象外とする暫定使用

次に掲げるものの用に供する暫定使用はできないこととします。

ア 公序良俗に反するもの

- イ 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
- ウ 政治的又は宗教的な活動に該当するもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- オ 5(2)イからカに該当しない者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したもの
- カ 七戸町農業施設の設置及び管理に関する条例・七戸町東八甲田家族旅行村の設置及び管理に関する条例並びに消防法等の法令で禁止する行為を行うもの
- キ その他、本町が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

(3) 暫定使用期間

暫定使用期間は、原則として1日以上、12か月以内とします。実施期間の延長や2回目以降の暫定使用については、提案内容やその他の事業の参加状況に応じて判断することとします。

- (4) 暫定使用時間 暫定使用ができる時間帯は、午前9時から午後5時までを標準時間とします。これ以外の時間帯での使用については、提案の内容により、当該時間帯で実施する必要性や近隣への影響等を勘案して諾否の判断をすることとします。

(5) 暫定使用に関する留意事項

ア 費用負担 暫定使用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定使用する者の負担とします。

イ リスク分担等暫定使用に伴い発生するリスクは暫定使用する者が負うものとし、暫定使用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ 暫定使用状況の公表 本町のホームページ等において、暫定使用の概要を公表することがあります。

エ 暫定使用後は、現状に復旧してください。

7 審査等

(1) 提出書類内容の審査

4(2)に示す提出書類の内容を審査し、参加資格及び暫定使用の要件を満たしているかを確認します。申請者は、審査に伴い本町が面接を求めたときは、それに応じることとします。

(2) 結果通知

ア 審査に合格した申請者に東八甲田エリアトライアル・サウンディング参加承認通知書及び行政財産の使用等に係る許可書を交付します。

イ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

8 暫定使用の開始等

(1) 暫定使用の開始

ア 参加承認を経て施設の使用許可等を受けた者は、申請書類に記載した内容に基づいて使用を開始することができます。このとき、使用に係る条件が付された場合は、その内容を遵守してください。

イ 暫定使用期間中は、町が交付した通知書等の書面を携行し、本町職員から提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

(2) 暫定使用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合や、災害対応等により町が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止することがあります。

(3) 使用料

暫定使用に係る使用料は原則として免除します。ただし、暫定使用に伴い水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収する場合があります。

9 モニタリング及び報告

(1) モニタリング

暫定使用する者は、暫定使用期間中に本町が実施するモニタリング調査について協力することとします。

(2) 報告等

暫定使用する者は、暫定使用期間が満了した後、本町に対して実績報告書を提出するとともに、本町がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

七戸町 農林課

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4

TEL 0176-68-2116 FAX 0176-68-2486

E-mail norin@town.shichinohe.lg.jp